日調連発第３３７号
平成３１年３月１８日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

土地家屋調査士電子証明書の有効期間満了に伴う手続について（お知らせ）

2014年（平成26年）10月30日からセコムトラストシステムズ株式会社が運営する認証局において、土地家屋調査士電子証明書（以下「電子証明書」という。）の発行を開始しておりますが、同認証局から発行している電子証明書の有効期間は、発行日から5年となっており、2019年（平成31年）10月末から順次有効期間満了を迎えることとなります。

つきましては、有効な電子証明書を保有している会員には、下記の要領で、新しい電子証明書を発行する予定ですので、この旨お知らせします。

記

１　有効期間満了の通知及び新たな電子証明書利用申込書類の送付

有効期間満了の通知及び新たな電子証明書利用申込書類を、現在有効な電子証明書の有効期間満了の約3か月前を目途として、土地家屋調査士名簿に登録されている事務所所在地に簡易書留で送付します。

内容を確認いただき、電子証明書発行負担金の振込及び必要書類等を準備の上、連合会へ返送願います。

２　電子証明書利用申込書類の審査

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

電子証明書利用申込書類に不備があった場合は連合会から当該会員に連絡をしますが、審査に合格した会員につきましては、審査の状況を連絡することはありません。

３　発行時期

電子証明書有効期間満了の約1か月前を目途に2019年10月から発行手続を行います。

なお、発行日を指定することはできませんので、ご了承ください。

また、2019年9月末からの4か月間は、発行事務の集中が予想されることから、有効期間満了までに電子証明書の発行ができない場合がありますので、電子証明書利用申込書類が届きましたら、早期にお申込みいただきますようご協力をお願いいたします。

4　その他の留意事項

(1)　連合会ウェブサイトからの電子証明書利用申込書配布希望の申請は行わないでください。

(2) 現在、保有している有効な電子証明書の有効期間を延長するものではありません。

以上